

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成22年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県		2.3E+3		2,300.0				2,300.0
5	秋田県								
6	山形県						1.3E+3	1,300.0	1,300.0
7	福島県		1.5E+5		150,000.0		4.3E+4	43,270.0	193,270.0
8	茨城県					2.5E+3	4.9E+4	51,000.3	51,000.3
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.8E+1	1.9E+3	1,961.0	1,961.0
12	千葉県					7.0E-1	3.0E+4	30,001.3	30,001.3
13	東京都					1.0E+0		1.0	1.0
14	神奈川県					1.2E+1	2.2E+3	2,241.7	2,241.7
15	新潟県		4.4E+2		440.0		2.1E+2	210.0	650.0
16	富山県		5.0E+0		5.0		1.1E+2	110.0	115.0
17	石川県								
18	福井県	2.7E+0			2.7		1.7E+3	1,697.0	1,699.7
19	山梨県	2.1E+0			2.1		2.1E+4	21,000.0	21,002.1
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県		1.0E+0		1.0		4.9E+0	4.9	5.9
23	愛知県		1.8E+1		18.0	2.0E-1	5.5E+3	5,484.2	5,502.2
24	三重県								
25	滋賀県					2.9E+1	1.0E+3	1,069.4	1,069.4
26	京都府								
27	大阪府					3.3E+1	4.0E+3	4,050.2	4,050.2
28	兵庫県		7.9E+1		79.0		1.6E+0	1.6	80.6
29	奈良県								
30	和歌山県					1.0E+3	2.0E+0	1,002.0	1,002.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						2.9E+2	290.0	290.0
34	広島県								
35	山口県		3.4E+2		340.0		3.7E+4	37,009.3	37,349.3
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						1.3E+3	1,300.0	1,300.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		1.9E+2		193.0		5.5E+4	55,000.0	55,193.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		4.8E+0	1.5E+5		153,380.8	3.6E+3	2.5E+5	258,003.9	411,384.7

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。